

島根県喀痰吸引等研修用機器貸出の手続き

1

貸出希望日を電話連絡

- 原則1ヶ月前までに、島根県健康福祉部高齢者福祉課へ電話により、貸出希望日を連絡する。

2

貸出申請書の提出

- 電話連絡の上、島根県喀痰吸引等研修用機器貸出申請書(様式第1号)を電子メール又はファクシミリにより提出する。

3

貸出変更申請・貸出の決定

- 貸出申請の内容に変更がある場合(借受期間又は借受機器の数量等)は、高齢者福祉課へ電話連絡する。
- 島根県喀痰吸引等研修用機器貸出変更申請書(様式第2号)を電子メール又はファクシミリにより提出する。
- 高齢者福祉課は申請内容を審査し、貸付を決定する。

4

研修用機器の借受

- 貸出希望日に、高齢者福祉課へ来庁し、研修用機器の借り受ける。
※県西部については、浜田保健所で借り受ける。

5

返却

- 返却予定日に、高齢者福祉課へ来庁し、研修用機器を返却する。
- 返却時に、島根県喀痰吸引等研修用機器返却確認書(様式第3号)を持参し、研修用機器の破損等がないか点検・確認を受ける。

<連絡先>

島根県健康福祉部高齢者福祉課

〒690-0887 島根県松江市殿町2(第2分庁舎)

TEL 0852-22-5798

FAX 0852-22-5238

Eメール kourei@pref.shimane.lg.jp